

二重ローンの返済時における柔軟な対応に関する要望

要望の要旨

事業者から、被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付制度（高度化スキームによる貸付制度）に係る返済や東日本大震災事業者再生支援機構等による買取債権の返済に関する相談があった場合には、柔軟な対応を要望します。

要望の理由

施設・設備の復旧にかかる費用の一部について、被災中小企業施設・設備支援事業資金貸付制度（高度化スキームによる貸付制度）を活用した事業者の多くは、5年の返済据置期間が到来し、返済が本格化している状況にあります。

また、東日本大震災から12年が経過し、東日本大震災事業者再生支援機構等による買取債権の返済についても同じような状況にありますが、販路喪失・原魚不足・人手不足や売上の低迷に加え、台風・水害・地震などの自然災害の発生により、資金繰りに苦慮している事業者が散見されます。

このような状況にある事業者から返済に関する相談がなされた場合には、決算状況だけではなく、事業の将来性も踏まえ、返済猶予や償還期間の延長、新たな制度の創設等を要望します。